

# ひょうごフィールドパビリオン子ども体験ツアー実施業務 委託仕様書

## 1 委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン子ども体験ツアー実施業務

## 2 業務目的

2025年大阪・関西万博（以下、「万博」という。）を契機に、地域の活動の現場そのもの（フィールド）を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく「ひょうごフィールドパビリオン（以下、「FP」という。）」を展開してきた。

ここから得られた教訓を一過性で終わらせることなく、レガシーとして継承し、持続可能な地域社会を実現するために、県内の子ども達にFPプログラム体験を通じて兵庫県地域資源や魅力に触れる機会を提供し、携わる人々や地域の想いを未来へ繋げていくことを目的とする。

【参考】FP専用ウェブサイト：<https://expo2025-hyogo-fieldpavilion.jp/>

FP専用Instagram：[https://www.instagram.com/hyogo\\_field\\_pavilion/](https://www.instagram.com/hyogo_field_pavilion/)

## 3 事業期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

本業務を受託した者（以下「受託者」という）は、目的及び以下の事項を踏まえ、効果的な業務実施となるよう、随時県と協議、連携しながら進めること。

### (1) 参加者の募集

- ①実施時期は、契約締結後から令和9年2月までの間で、子ども達が参加しやすい夏休み・冬休み期間での実施など、効果的な日を選定すること。
- ②対象者は、県内に在住・在学する小・中学生とするが、必要に応じて保護者同伴とすることや対象範囲を高校生まで広げることも可能とする。ただし、対象範囲を変更する場合は事前に県と協議すること。
- ③1回あたりの参加人数は定員20名とするが、訪問先と調整を行い、受入れ状況等を確認した上で、各回で設定を行うこと。最少催行人数は原則10名とする。ただし、10名を下回る場合は、県と協議すること。
- ④効果的な手段で参加者の募集を行い、必要に応じて県と協議を行うこと。また、応募に関する問い合わせに対応すること。
- ⑤参加希望者が定員を超える場合は、公平性及び実効性等を考慮し、必要に応じ選考を行うこと。また、選考結果を通知し、問い合わせにも対応すること。なお、選考実施にあたっては、県と十分に協議すること。

### (2) 企画・運営

- ①別紙「ルート設定の考え方」に基づくツアールートを提案すること。
- ②当日はツアーを進行する添乗員に加えて、サポートする人員1名以上を同行させること。
- ③借上車を基本とした移動手段とすること。
- ④昼食は効率的な場所を行程上で設定し、内容は任意とするが、地元産品を使用した店舗の選定など、子ども達がより地域の魅力に触れられるように工夫をした提案を行うこと。
- ⑤昼食・その他飲食に係る費用等は実費負担として徴収すること。その他の費用については、過度な負担とならない範囲で参加料として設定することを可能と

する。

⑥ツアー実施中は体験風景を写真・動画として記録すること。

また、各回5名程度参加者を選出し、ツアー終了後に参加者がFPプログラムを体験し、学んだこと・感じたことを伝える動画を撮影すること。

撮影した写真と動画を用いて、各種イベント・FP専用ウェブサイト等で利用可能なダイジェスト動画を作成すること。

写真・動画撮影及び各種イベント等での放映について、ツアー催行前（参加申込の際など）に必ず参加者の了承を得るとともに、訪問先のFPプログラムプレイヤーからも了承を得ること。

⑦FPプログラム体験終了後に参加者全員からアンケートを回収すること。

アンケート項目については、県と協議の上、決定すること。

⑧各所への連絡・出欠管理など、一切の事務連絡業務を行うこと。

⑨参加者とは別に、県職員等の関係者が数名帯同する場合があるが、費用については本業務委託料に含まない。

### (3) 報告書の作成

業務終了後は、業務実施報告書を作成し、令和9年3月31日までに提出すること。

### (4) 参加者の安全確保

- ・各訪問先との事前打ち合わせや現地確認を行い、プログラム内容、活動場所、ルート等に危険がないこと及び安全対策の内容を確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。

- ・体験や活動を行う際には、火の取り扱いへの注意喚起や安全対策のために必要な装備の着用を徹底すること。

- ・飲食物の衛生管理を徹底するとともに、参加者への食物アレルギー事前調査を行い、対応を行うこと。

## 5 業務実施体制等

受託者は、本業務について次のとおり取り組むこと。

- ・本業務の実施責任者を配置すること。
- ・本業務に関する実施体制を示す実施体制表を作成し、県に報告すること。
- ・スタッフの配置、連絡体制等を明確にしておくこと。
- ・内容に精通したスタッフを同行させ、適宜参加者への説明等を行うこと。
- ・参加者等からのクレームについては、誠意ある対応をとり、その対応の経過を速やかに県に報告すること。
- ・本業務を行うにあたり第三者に損害を生じさせた場合、その賠償の責任を負わなければならない。

## 6 支払条件等

- ・県は、本業務終了後に、本業務に係る経費を支払うものとする。
- ・精算の結果、精算額が契約金額を超えるときは、契約金額を限度として支払金額を確定するものとし、精算額が契約金額を下回るときは、精算額により支払金額を確定するものとする。

## 7 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 関係法令の遵守

受託者は、本業務を行うにあたり、旅行業法（昭和27年法律第239号）、道路運送法（昭和26年法律第183号）等の関係する法令を遵守すること。

### (2) 個人情報保護

受託者又は受託者から再委託を受けた者が業務を行うに当たって個人情報を取り

扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (3) 守秘義務

受託者又は受託者から再委託を受けた者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (4) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 8 業務実施上の留意点

(1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について県と協議の上、業務計画書を作成し、業務開始時までには県に提出すること。

(2) 受託者は、委託業務の終了後、業務実施報告書を作成し、県に提出すること。

(3) 受託者は、やむを得ない事情により、業務を実施することが困難となったときには、遅滞なくその旨を県に連絡し、その指示に従うこと。

(4) 業務を実施するにあたって、同行する県職員の体験等の手配に協力すること。なお、その際の経費については、直接の委託料に含めない。詳細は、受託者と調整する。

(5) この業務で得られた著作物等の成果等については、県に帰属するものであること。

(6) 受託者は、本業務の全部又は主体的部分(総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。)はできない。

なお、本業務の一部についても再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という)に再委託することができる。

また、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は県に対し全ての責任を負うものとする。

(7) 受託者は、業務の実施に関してこの仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。

## ひょうごフィールドパビリオン子ども体験ツアーに係るルート設定の考え方

## ＜ルート選定基準＞

- 1 県内を次のとおり 5 地域に区分する。

地域	区域
摂津	神戸県民センター、阪神南県民センター、阪神北県民局管内
播磨	東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民センター、西播磨県民局管内
但馬	但馬県民局管内
丹波	丹波県民局管内
淡路	淡路県民局管内

- 2 1の各地域を発着とする2地域以上を跨ぐFPプログラム体験日帰りツアーとする。
- 3 原則5回実施する。
- 4 複数の県民局・県民センターが所在する地域は、体験するFPプログラムをバランスよく配分すること。  
なお、これにより3の原則回数を超えて実施することも可能とする。
- 5 体験するFPプログラムについては、FP専用ウェブサイトの「ひょうごを学ぶ！」や「兵庫満喫！モデルコース」等のページを参照しながら、次の観点で提案すること。
  - (1) 兵庫県の魅力や地域資源を感じることができる地域に根差した内容
  - (2) 今までにない経験や新しい価値観に触れることができる内容
  - (3) 自身の将来や地域の未来を考えるきっかけやヒントとなる内容
- 6 以上を踏まえ、別添の内容を必ず含む提案書（様式任意）とすること。

## ひょうごフィールドパビリオン子ども体験ツアー 仕様書別添様式

## 1 ツアー造成にあたっての考え方・コンセプト

## 2 ルート

出発地・ 帰着地	訪問地域 (2地域目)	実施時期	行程	体験FP	提案説明 (FP選定の理由等)
摂津		○月	○○～○○ ○○～○○	・○○ ・○○ ・○○	
播磨					
但馬					
丹波					
淡路					

※なお、当該ルート提案は、事業者選定の審査に使用するものであり、受託事業者決定に伴って確定するものではない。事業実施にあたり、実際の運行ルートは、県と協議の上、確定する。